

「第5期 沼田町障がい者福祉計画」及び

「第1期 沼田町障がい児福祉計画」を策定しました。



沼田町では、障がい者施策の推進を図るため、平成18年度からの第1期沼田町障がい者福祉計画以降、4期にわたり計画を策定していますが、国・道などの動向や、各種制度、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化などに的確に対応し、障がい者施策の一層の推進を図るため、平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間とした「第5期沼田町障がい者福祉計画」を策定しました。また、児童福祉法の改正に基づき、同じく平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間とした「第1期沼田町障がい児福祉計画」を策定し、2つの計画を一体的に運用することとしています。

沼田町ホームページに計画全文及び概要版を掲載しています。
また、保健福祉課窓口に配置しておりますので、是非ご覧下さい。

【計画の基本的理念】

この計画は、次に掲げる基本的理念に基づいて策定しています。

- (1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施
- (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の強化
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援



【数値目標の設定・障がい福祉サービス必要量の確保】

この計画では、障がい者の自立を支援する観点から、国及び北海道の指針で示された数値目標を基本に、地域の実情を踏まえ、平成32年度を目標年度として、障がい者施設入所者等の地域への移行、福祉就労から一般就労への移行、地域の支援体制整備などの数値目標（成果目標）を設定しています。

また、障がい者の皆さんに提供する障がい福祉サービスの必要量（活動指標）の確保や、沼田町で安心して暮らせるために必要な制度の整備、障がい児の皆さんが健やかに成長していけるよう児童発達支援などのサービスの必要量を確保するための方策を策定しています。

【計画の推進】

平成32年度を目標年度とする数値目標と、目標を達成するための障がい福祉サービス等の見込み量の確保がされるよう、達成状況の点検・評価を行い、関係機関・事業所等と連携するとともに、国・道の動向を踏まえ、北空知1市4町で連携して共通する課題や問題に適切に対応しながら計画を推進してまいります。

※計画についてご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ】保健福祉課福祉グループ 電話 35-2120

